

## 普通預金規定

(利息毎月型普通預金および決済用普通預金を含む)

普通預金、利息毎月型普通預金および決済用普通預金（以下「この預金」といいます。）は、普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定（以下「共通規定」といいます。）および次の規定により取扱います。

### 1. 預金契約の成立

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 3. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。また、キャッシュカード（とうしん法人キャッシュカードは除きます）を発行している場合は、キャッシュカードまたは通帳で、届出している暗証番号を入力することにより、現金自動支払機での払戻しもできます。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 4. 利息

- (1) この預金の利息は毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上については付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金が利息毎月型普通預金の場合は、この預金の利息は毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上については付利単位を100円として、毎月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (3) この預金が決済用普通預金（無利息型普通預金）の場合は、利息をつけません。

## 5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 6. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 第1項もしくは第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前四項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫本支店に申出てください。
- (2) 前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに代えることができます。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が共通規定第8条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認めら

れる場合

⑤ 第6条第1項から第4項に定める取引制限等が1年以上に亘って解消されない場合

⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、または第6条第1項もしくは第3項にもとづき、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引の利用を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また、次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

(5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 8. 未利用口座管理手数料

- (1) 当金庫が定める一定期間、お預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が当該未利用口座となり、かつ残高が1万円未満である場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。
- (3) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) 前3項により解約された口座の再利用はできません。

## 9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上